

箕面市新型インフルエンザ等対策行動計画(第2版) 概要版(案)

新型インフルエンザ等対策行動計画

- 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、国民の大部分が免疫を持たない感染症による危機に備え、**平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示した計画**。※市行動計画は、平成29年1月に策定
- 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対応や特措法改正等を踏まえ、令和6年度に**政府行動計画及び大阪府行動計画が約10年ぶりに抜本的に改定**。
- 国は、今後はおおむね6年ごとに政府行動計画の改定について必要な検討を実施。都道府県、市町村においても、必要に応じて行動計画の改定を検討する(特措法第7条、第8条)。

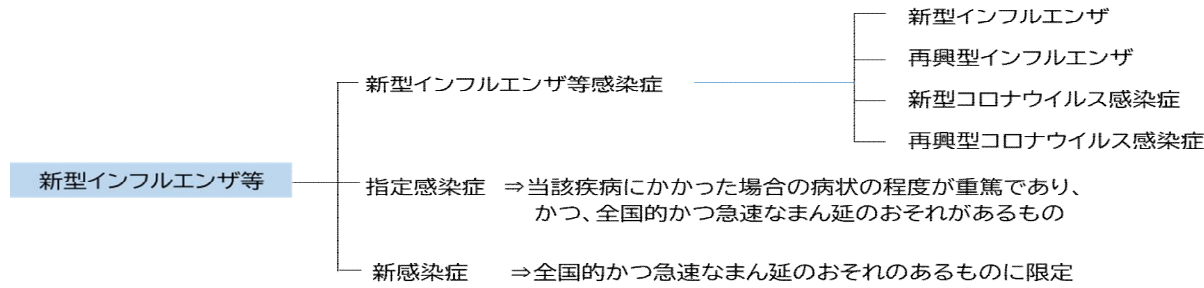
【計画に基づく対策の目的とは(改定前の計画から変更なし)】

- 1 **感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。**
- 2 **市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。**

＜政府行動計画改定のポイント＞

新型コロナ対応等での課題	政府行動計画改定内容(R6.7)
(1)平時の備えの不足 ①主に新型インフルエンザを想定した計画 ②検査体制や医療提供体制の立ち上げ ③国からの情報共有や特措法運用に当たって都道府県との連携	(1)平時の準備の充実 ① 新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外の幅広い呼吸器感染症等も念頭に置いた計画 ② 都道府県知事と医療機関との協定等に基づく迅速な検査・医療提供体制の整備 ③ 都道府県等と連携した平時より実効性のある訓練を定期的 に実施
(2)変化する状況への対応の課題 ①変異等による複数の波への対応と長期化 ②対策の切り替えのタイミング(情報収集・分析、それに基づく判断を行う体制やプロセスが未整理) ③社会経済活動とのバランス	(2)対策項目の拡充や柔軟かつ機動的な対策の切り替え ① 中長期的に複数の波が来ることを想定 ② 状況の変化と感染拡大防止・社会経済活動のバランスを踏まえたリスク評価に基づく対策の柔軟かつ機動的な切替え ③ ・対策項目の拡充(6項目→13項目)と記載の充実 ・対策項目ごとに3期(準備期、初動期、対応期)に再設定の上、準備期の取組みを充実 ・有事のシナリオを整理、必要な対策の選択肢を記載
(3)情報発信の課題 ①情報発信や情報共有の体制や方法などが未整理 ②差別・偏見や偽・誤情報の発生	(3)情報発信の強化 平時からの感染症等に関する普及啓発やリスクコミュニケーションの実施等

行動計画の対象となる感染症



※感染症法及び特措法改正により、新型インフルエンザ等に新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症、指定感染症が新たに追加

第2版の改定ポイント(7つの対策項目)

- **政府や府の行動計画の改定を受けて、本市の行動計画を府行動計画と整合した計画に見直すもの。**
- 7項目の対策項目を設定し、項目ごとに3期(準備期、初動期、対応期)に分けて内容を精緻化し、記載。
- 特にまん延防止やワクチン等の項目について、従前の計画から記載を充実するとともに、偏見・差別等の防止や偽・誤情報対策も含めたリスクコミュニケーションの在り方等を整理。

＜7つの対策項目の概要＞

I 実施体制

平時から、関係機関の役割の整理及び連携を強化するとともに、感染症危機の状況並びに市民生活及び社会経済活動の状況や各対策の実施状況に応じて、柔軟に実施体制の整備及び見直しを行う。

II 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・平時から、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、市民等の感染症に関するリテラシーを高める。
- ・科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有するとともに、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。

III まん延防止

国や府等から示される指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置に基づく市の対策の効果と影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

IV ワクチン＜新規項目＞

- ・国や府の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチン接種を円滑に実施できるよう、平時から着実に準備を進めるとともに、接種を希望する市民が迅速に接種を受けられるようにする。
- ・実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で調整を行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

V 保健＜新規項目＞

有事に、必要な地域保健対策を継続して実施できるように、府、府保健所、医療機関等との役割分担・連携体制に基づく協力をするとともに、それぞれが求められる業務に必要な体制を確保し、役割を果たすことができるように、感染症の特徴・病原体の性状や、地域の実情に応じた柔軟な対応を行う。

VI 物資＜新規項目＞

有事に、必要な感染症対策物資等を確保できるよう、府と連携して必要な感染症対策物資等の確保及び備蓄状況の確認を行う。

VII 市民生活・市民経済

平時から、有事に備え、事業者や市民等に対して必要な準備を行うことを勧奨するとともに、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。

幅広い感染症による危機に対応できる社会をめざす

箕面市新型インフルエンザ等対策行動計画【第2版】の第3部各対策項目の主な取組

対策項目		準備期	初動期	対応期
1	実施体制	・市行動計画の策定 ・感染症対策の人材確保・育成、訓練等の実施 ・関係機関との情報共有・連携体制の構築	・政府及び府対策本部の設置に伴う市対策本部の設置 ・全庁的な対応による人員体制の強化	・基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ対策の実施 ・特措法に基づく府総合調整に従い、対策の実施 ・必要時、府等へ代行・応援要請
2	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	・基本的な感染対策等について市民等へ情報提供 ・偏見・差別等や偽・誤情報に関する啓発	・感染対策に必要な情報を市民等へ提供 ・双方向のコミュニケーションの実施 ・偏見・差別等や偽・誤情報への対応	・病原体の性状等により変更する対策の情報提供 ・双方向のコミュニケーションの実施 ・偏見・差別等や偽・誤情報への対応
3	まん延防止	・想定される対策の内容や意義に関する周知 ・基本的な感染対策の普及 ・まん延防止対策への理解促進	・感染症法に基づく患者への入院勧告等や濃厚接触者への外出自粛要請等の対応の確認 ・市行動計画等に基づく対応の準備	・国や府のまん延防止対策の方針に基づくまん延防止策の実施 ・時期に応じたまん延防止策
4	ワクチン（新）	・関係者等と連携した接種体制の構築に向けた準備	・国や府の方針を踏まえた接種体制等の必要な準備	・希望する市民への接種の実施 ・国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について、市民等へ情報提供・共有
5	保健（新）	・研修・訓練等を通じた人材育成	・感染症有事体制移行への準備	・感染症有事体制への移行と職員の応援
6	物資（新）	・市における感染症対策物資等の備蓄と備蓄状況の確認	・市における感染症対策物資等の備蓄と備蓄状況の確認	・市における感染症対策物資等の備蓄と備蓄状況の確認 ・備蓄物資等の供給に関する近隣自治体との相互協力
7	市民生活・市民経済	・情報共有体制の整備 ・事業者や市民等に対し衛生用品、食料品等の備蓄の勧奨	・事業継続に向けた準備等の勧奨 ・生活関連物資等購入時における適切な行動等の呼び掛け	・市民生活の安定確保に向けた対応 ・社会経済活動の安定の確保に向けた対応